

コピー・印刷（有料）について

村では以前より、村内の皆さんの利便を図るため、役場の印刷機等によりコピー・印刷をお受けしておりました。

以前は、現在のようにパソコンやプリンタなど普及しておらず、また、コピー等行える箇所もほとんどなかったため始めたものです。

現在は機器の普及や交通事情も良くなり、コピー等のできる箇所も増えてきていることと、長年の間に依頼内容が個人的な業務等など役場の機器を使用してのコピーや印刷にそぐわない内容に拡大してきていることから、個人的な依頼によるコピー・印刷等は、次の期日以降お受けしないことといたしました。

平成 31 年 4 月 1 日より

【利用できる範囲】

- 1 自治会活動、美しい村活動、地域の住民活動等。
- 2 産業振興に資するもの。（観光・農林商工業等の振興）
- 3 医療福祉に関する活動、団体等の情報提供など。（NPO, 福祉等支援活動など）
- 4 教育・文化・社会教育などの活動。
- 5 上記以外で、事業等の推進に資する又は必要と判断するもの。

※ 申請や諸証明等に必要なコピー等は従来通りおこなえます。